

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成二十一年十二月四日

三重県公安委員会委員長 水谷 令子

三重県公安委員会規則第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正)

第一条 射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則(昭和五十五年三重県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

本則中「第六条の三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

(射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則の一部改正)

第二条 射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則(平成五年三重県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

本則中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第三条 三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年三重県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)の項を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)	第五十二条、第五十四条、第六十六条、第六十八条、第九十一条第四項及び第百十三条
---------------------------------	---

附則

この規則は、公布の日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴う関係規則の整理に関する  
規則新旧対照表

第一条関係（射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則の一部改正）

改正案	現行
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十二年政令第三十三号）第二十六条第二項の規定に基づく教習資格認定証の有効期間は、三月とする。	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十二年政令第三十三号）第六条の三第二項の規定に基づく教習資格認定証の有効期間は、三月とする。

第二条関係（射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則の一部改正）

改正案	現行
銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十二年政令第三十三号）第六条第一項の規定に基づく許可の期間は、二年とする。	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十二年政令第三十三号）第四条第一項の規定に基づく許可の期間は、二年とする。

第三条関係（三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

改正案	現行												
<p>第一条～第九条（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）</td> <td>第五十二条、第五十四条、第六十六条、第六十八条、第九十一条第四項及び第一百十三条</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>別表第二（第三条関係）</p> <p>（略）</p>	（略）	（略）	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）	第五十二条、第五十四条、第六十六条、第六十八条、第九十一条第四項及び第一百十三条	（略）	（略）	<p>第一条～第九条（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）</td> <td>第十一条の十四、第十条の十六、第十一条の二十六、第十一条の二十八、第十四条第四項及び第二十四条</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>別表第二（第三条関係）</p> <p>（略）</p>	（略）	（略）	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）	第十一条の十四、第十条の十六、第十一条の二十六、第十一条の二十八、第十四条第四項及び第二十四条	（略）	（略）
（略）	（略）												
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）	第五十二条、第五十四条、第六十六条、第六十八条、第九十一条第四項及び第一百十三条												
（略）	（略）												
（略）	（略）												
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十二年総理府令第十六号）	第十一条の十四、第十条の十六、第十一条の二十六、第十一条の二十八、第十四条第四項及び第二十四条												
（略）	（略）												

射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則をここに公布します。

昭和五十五年十一月十一日

三重県公安委員会委員長 金丸吉生

三重県公安委員会規則第四号

射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則

改正 平五公委告示第六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第六条の三第二項の規定に基

づく教習資格認定証の有効期間は、三月とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十五年十一月二十一日から施行する。

（規則の廃止）

2 技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則（昭和五十三年三重県公安委員会規則第五号）は、廃止する。

附則 〔平成五年七月二十七日 三重県公安委員会規則第六号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附則 〔平成二十一年十二月四日 三重県公安委員会規則第十二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則をここに公布します。

平成五年七月二十七日

三重県公安委員会委員長 宮原 九一

三重県公安委員会規則第五号

射撃競技用けん銃又は空気けん銃の所持の許可の期間を定める規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第四条第一項の規定に基づく許可の期間は、二年とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二十一年十二月四日 三重県公安委員会規則第十二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布します。

平成十七年八月三十日

三重県公安委員会委員長 寺田直喜

### 三重県公安委員会規則第九号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととして、いる手続等を行行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第五条並びに三重県行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条、第五条及び第六条の規定に基づき、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行われ、又は行う場合については、他の法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 公安委員会等 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、三重県警察本部長及び警察署長をいう。

三 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき公安委員会等に対して行われる通知をいう。

四 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

五 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の指定)

第三条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第一の上欄に掲げる法令のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づくものとする。

2 前項に規定するもののほか、公安委員会等に対して行われる申請等のうち電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、別表第二の上欄

に掲げる条例等のそれぞれ同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、公安委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

二 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

三 前二号に掲げるもののほか、公安委員会が定める電子証明書

3 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び公安委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 法令又は条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、公安委員会の定めるところにより当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5 法令又は条例等の規定に基づき同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 公安委員会は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、公安委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 公安委員会等は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されてい

る事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第六条 公安委員会等は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用法第三条第四項及び情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第四条第一項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

(識別番号及び暗証番号の使用)

第八条 公安委員会の指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いて申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、暗証番号を他人に知られることがないように管理しなければならない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、公安委員会等が定める。

附 則

この規則は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十二日三重県公安委員会規則第五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年六月九日三重県公安委員会規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月四日三重県公安委員会規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

質屋営業法施行規則(昭和二十五年総 理府令第二十五号)	第七条第一項及び第二項並びに第十三条
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭 和三十二年総理府令第十六号)	第五十二条、第五十四条、第六十六条、第 六十八条、第九十一条第四項及び第一百十三 条

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）	第五条第一項
猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第四十六号）	第十条
遺失物取扱規則（平成元年国家公安委員会規則第四号）	第八条第一項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	第十七条第二項
古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第八条第一項

別表第二（第三条関係）

三重県道路交通法施行細則（昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号）	第六条第二項及び第十条第二項
三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）	第六条第一項